中小企業の海外展開に対する支援への取組

経済産業委員会調査室 藤田 昌三

第19回アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議が平成23年11月12日及び13日の2日間、米国・ホノルルで開催された。同会議において発表されたAPEC首脳宣言の中に、「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」として、中小企業のグローバル生産網への参加を促進するための協力分野、中小企業が直面している貿易障壁の削減に向けての具体的な行動が盛り込まれた¹。中小企業は、全ての国際ビジネスのおよそ90%を占めるとともに、国際労働力の60%近くを雇用しており²、その経済活動は世界全体の経済成長に大きく寄与している。

そこで、本稿では、我が国の中小企業を取り巻く状況を概観した上で、中小企業の海外 展開に対する支援の状況等について概括することとする。

1. 中小企業を取り巻く状況

2008年9月のリーマン・ショックを契機とする金融危機により世界経済は同時不況に陥った。世界的な消費低迷と貿易の縮小等に伴い、日本の輸出額も大幅に落ち込み、大きな景気後退に見舞われた。その後、海外経済の改善や累次にわたる経済対策の効果等により、景気の持ち直し傾向が見られる中で、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響を受け、日本経済は再び大きな打撃を受けた。

日本銀行が発表した「全国企業短期経済観測調査(短観)」(平成23年12月)では、大企業・非製造業、中堅企業及び中小企業の製造業及び非製造業の業況判断指数(DI)は横ばい又は若干改善している。しかし、大企業・製造業のDIは2四半期ぶりに悪化し、また3か月後の業況予測である先行きについては大企業、中堅企業、中小企業の製造業及び非製造業の全てでDIが悪化しており、景気について慎重な見方をしている。

また、内閣府が発表した「月例経済報告」(平成23年12月)では、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるが緩やかに持ち直しており、先行きは各種の政策効果などを背景に景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されるとしている。ただし、同報告は、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在するとし、またデフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要と指摘している。

他方、アジアを始めとする新興国は著しい経済成長を遂げている。主な国のGDP成長率を見ると、中国 10.3%、インド 10.1%、インドネシア 6.1%、マレーシア 7.2%、フィリピン 7.6%、タイ 7.8%、ベトナム 6.8%(以上 2010 年値)となっている³。

国内市場の成長が見込めない中、アジアを始めとする新興国の著しい経済成長を取り込むための海外展開への取組は、中小企業にとって大変重要となっている。また最近の円高

の急激な進行や電力の供給制約等も中小企業の海外展開を促す要因となっている。

しかし、中小企業の海外展開の状況(平成 18~21 年度)を見ると、輸出額は約 23%減少し⁴、現地法人の数は約 63%増加したが売上高は約 3 %の微増にとどまっている⁵。

2. 中小企業の海外展開に対する主な支援策

(1)融資·保証等

ア 海外展開資金等

株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)は、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次の①~③の全てに当てはまる中小企業に対し、設備資金(融資期間15年以内)及び運転資金(融資期間7年以内)を最大7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)まで融資している〔平成22年度融資実績:252件118.9億円〕。このうち、国内での雇用維持等の一定の要件を満たす場合には、2億7千万円を限度として基準利率より低利な特別利率での融資をしている6。

- ① 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の国内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。
- ② 国内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。
- ③ 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次のいずれかであること。
 - a 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること。
 - b 原材料の供給事情により、海外進出をすること。
 - c 労働力不足により、海外進出をすること。
 - d 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保によらないと成長が見込めない ため海外展開をすること。

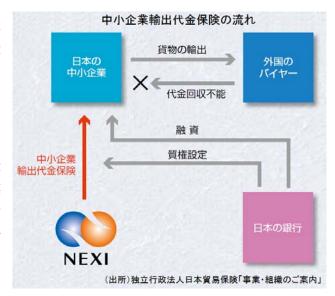
このほか、日本公庫の国際部門である国際協力銀行(以下「JBIC」という。)と 国内金融機関が連携して、中小企業の海外子会社がある現地の海外金融機関にJBI Cが融資を行い、国内金融機関が海外金融機関に向けて信用状を発行することにより、 中小企業の海外子会社が海外金融機関から融資を受けやすくしている⁷。

イ 貿易保険

貿易保険は、企業が行う輸出入、海外投資あるいは融資といった対外取引において、輸入制限・禁止、戦争、テロ行為など契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク及び海外の契約相手の破産など相手方の責任に帰せられるリスクの発生により、契約当事者である日本企業が被る損失を填補するものである⁸。平成17年4月以前は独立行政法人日本貿易保険(以下「NEXI」という。)が唯一の主体として貿易保険事業を運営してきたが、現在は民間保険会社11社が貿易保険事業に参入している。しかし、民間保険会社による保険引受は比較的リスクの少ない短期の貿易取引が中心であり、付保される輸出品についても電気・電子機器、化学品、繊維、機械機器等の消費財が中心となっている⁹。

NEХІは、中小企業の輸出を支援するために、平成17年4月に「中小企業輸出代

金保険」を創設している。中小企業のニーズを踏まえて、輸出代金の回収不能による損失を填補し、保険申込手続の簡素化、保険金支払の迅速化を図った商品内容となっている[平成22年度引受実績:292件6.2億円]。この保険は、金融機関から融資を受ける中小企業が保険契約の申込みと保険金請求権への質権の設定手続を同時に行うことが可能となっている10。これにより、仮に中小企業の信用力



に多少問題があったとしても、金融機関が貿易保険付輸出債権を担保とすることができるため、融資が受けやすくなる¹¹。さらに、平成22年4月からは、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)との業務協力により、中小企業が貿易保険付輸出債権を担保として商工中金から融資を受ける場合、貸出金利が優遇されることとなった¹²。

また、NEXIは、貿易保険法の規定に基づく銀行や損害保険会社との業務委託を通じて、貿易保険商品に関する情報提供等を行っているが、地方の中小企業の海外展開を積極的に支援するため、平成23年12月に地方銀行11行と「地域企業海外ビジネス支援ネットワーク」を発足させている¹³。

ウ 信用保証

信用保証協会は、中小企業が金融機関から海外に支店や工場を設置する場合などの海外直接投資事業に必要な資金の融資を受ける際、債務保証(海外投資関係信用保証制度・保証限度額:個人・法人2億円、組合4億円)を実施している。また、海外子会社が海外金融機関から融資を受ける際、親会社である中小企業の依頼に基づき、海外金融機関に向けて国内金融機関が信用状を発行した場合に、親会社である中小企業が国内金融機関に負担する債務について、債務保証(特定信用状関連保証制度・保証限度額:2億円)を実施している¹⁴。

(2) 助成

ア 国際展示会への出展

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)及び独立行政法人中 小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、海外への販路開拓を目指す中小 企業を対象に、国内外で開催される国際展示会への出展料や展示会での商談で使用す るパンフレット等の翻訳に要する費用に対して支援(1/3~2/3補助)を実施して いる¹⁵。

イ 世界に通用するブランドカの確立

中小企業庁は、JAPANブランド育成支援事業として、商工会、商工会議所、NPO法人等を対象に、複数の中小企業が協働して新たな海外販路開拓の実現を図るため、自らの持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定するための専門家の招へい、市場調査、セミナー開催等に対して支援(定額補助:500万円限度)するとともに、それに基づいて行う新商品開発、展示会出展等の取組に対して支援(2/3補助:2,000万円限度)を実施している¹⁶。

ウ 外国特許出願

特許庁は、中小企業が経済のグローバル化による国際的な事業展開や知的財産権侵害品に対応するために海外での特許取得が重要であることから、地域中小企業知的財産戦略支援事業として、都道府県等の中小企業支援センターを通じて、外国特許出願に要する費用に対して支援(1/2補助:1企業(グループ)当たり特許出願150万円、意匠・商標出願60万円が限度)を実施している¹⁷。

工 知的財産権保護対策

JETROは、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業を対象に、JETR Oが委託した海外の外部調査機関(調査会社、法律事務所、特許商標事務所など)に おいて模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などの侵害調査 を実施した場合に、その侵害調査に要する費用に対して支援(2/3補助:300万円限 度)を実施している¹⁸。

(3)情報提供・相談

ア 海外展開を検討している中小企業に対する支援

① 知的財産マネジメント

独立行政法人工業所有権情報・研修館は、中小企業に海外展開の状況に応じた知的財産管理・活用等を行える人材が少ないことが海外市場に進出する際の大きなリスクとなっているため、民間企業での海外駐在経験(米国、欧州、中国、ASEAN)があり、知的財産管理・活用の経験が豊富な「海外知的財産プロデューサー」(6名)を配置し、展開国での事業内容や知的財産権保護の事情に適した権利取得及び管理・活用等の知的財産マネジメントに関するアドバイスを行っている¹⁹。

(2) 個別相談 (アドバイス)

中小機構は、中小企業からの相談に対し、海外経験が豊富な国別の専門家と中小企業診断士等のアドバイザーが個別相談に応じる中小企業国際支援アドバイス事業や、展示会に出展する際の現地マーケット、業界動向、価格設定などに関するアドバイスを行う中小企業海外展開等支援事業を行っている²⁰。このほか、平成23年11月に、中小企業の海外展開を積極的に支援するため、「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」を全国10か所に設置した²¹。

③ 輸出有望案件支援

JETROは、機械・部品、環境・エネルギーなどの分野において、優れた技術力やオンリーワン商品などの有望な商品を持っていながらこれまで輸出経験がない、

あるいは輸出ビジネスを躊躇している中小企業の中から支援対象企業を選定し、輸出導から、海外バイヤーの発掘、海外への商談随行、輸出契約締結まで一連の支援を行っている²²。

④ 講演会・セミナー

JETRO、中小機構を始め各支援機関は、海外のビジネス環境、海外販路開拓 及び海外進出の事例や留意点などの海外展開に関する各種の講演会・セミナーを全 国各地で開催している²³。

イ 海外展開を実施している中小企業に対する支援

① 海外での産業財産権侵害対策

特許庁の委託事業として、(社)発明協会アジア太平洋工業所有権センター相談室は、海外での事業展開に応じた中小企業の知的財産戦略を支援するため、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の侵害や産業財産権制度等に関する個別相談、セミナーの開催等を実施している²⁴。

② 海外の法務・税務・労務・知的財産権に関する情報提供

JETROは、ASEAN、中国等の東アジアを中心に商社・メーカー・会計士 出身等のアドバイザーを海外9か国14か所に配置し、中小企業の海外活動が円滑に 進められるよう、現地の法務、税務、労務、知的財産権保護など専門性の高い経営 課題について情報提供やアドバイスを行っている²⁵。

③ 個別相談(アドバイス)

JETROは、アジアへの投資、現地企業との合弁・技術提携、貿易等を支援するため「海外投資アドバイザー」をアジア7か国12か所に配置している。海外投資アドバイザーは、投資・貿易に関する現地の制度、産業情報の収集・提供、諸手続などを中心にきめ細かくアドバイスを行っている²⁶。

3. 中小企業の海外展開に対する政府等の取組

(1) 中小企業海外展開支援会議の設置

経済産業省は、平成22年10月、中小企業の海外展開を支援するため、経済産業大臣を議長とする「中小企業海外展開支援会議」²⁷を設置し、金融庁、財務省、農林水産省、金融機関等の関係機関と連携し、各地方経済産業局を中心にきめ細かな海外展開支援を行う体制を整備した。

中小企業海外展開支援会議では、中小企業の海外展開を円滑に支援するため、次のことを行うとしている。

- ① 中小企業の海外展開支援に係る総合的な政策の企画立案及びその実施に係る事務を 総括すること。
- ② 各地方経済産業局(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を 含む。)がその管轄区域において行う次の取組を推進すること。
 - a JETRO及び中小機構と協力して、地域の関係機関(商工団体、金融機関、自 治体等)が参画する中小企業の海外展開支援に係る実施体制を整備すること。

b 地域の中小企業に対し、aに掲げる実施体制に参画する地域の関係機関と連携して、効果的かつ効率的な海外展開支援を実施すること。

平成 23 年6月の中小企業海外展開支援会議では、各省庁や地方の関係機関の支援策を課題別に整理・体系化し、中小企業の海外展開に向けた総合的な取組を取りまとめた「中小企業海外展開支援大綱」が決定された。同大綱では、政府及び各機関の広範な連携や海外に及ぶ支援体制の構築に努めるとともに、取り組むべき重要課題として(i)情報収集・提供(中小企業が必要な情報をきめ細かく・分かりやすく提供、組織を超えた支援記録の共有と一貫した支援)、(ii)マーケティング(商品開発やブランド化の支援、安全・安心等の信頼性の確保、海外バイヤー等の招へい及び国内展示会への出展、海外展示会への出展及び海外ミッションの派遣、インターネットを活用した新規市場開拓の支援)、(iii)人材の育成・確保(海外展開に対応できる人材の育成、海外展開に必要な人材の確保)、(iv)資金調達(金融面の相談体制の充実、資金調達の円滑化)、(v)貿易投資環境の改善(海外拠点設立のために必要な情報の提供、海外展開に伴う法務・税務・労務・知財保護・技術流出防止の支援、貿易投資の円滑化)の5つを挙げている。

(2) 主要な支援機関における中小企業海外展開支援行動計画の策定

中小企業が海外展開する際の主要な支援機関においても、平成 23 年 5 月から 6 月にかけて海外展開支援の行動計画が策定されている²⁸。各支援機関の行動計画の概要は次のとおりである。

ア JETRO

- ① 国内外のネットワークを活用して、海外市場情報の提供、貿易相談、輸出促進・ 進出支援、在外日系企業の支援等を実施する。
- ② 中小企業の視点に立って、使い勝手のよい情報提供を実施するほか、海外展開支援に関する貿易投資相談を 48,000 件以上(年平均値)対応することや海外展開に伴う法務・税務・労務・知的財産権保護に関する専門的な問題等について個別相談等を実施する。
- ③ 国内外の展示会や海外ミッション派遣等を通じた支援により、50,000 件以上(年平均値)の商談を行うことを目標とし、そのうち9,000 件以上(年平均値)の成約を目指す。

イー中小機構

- ① 従来から培ってきた中小企業への経営支援のノウハウと本部及び支部組織(全国 9か所)のネットワークを最大限に活用し、海外経験が少ないが潜在的な能力を有している中小企業を年間1,000件掘り起こし、地域中小企業の海外販路開拓の促進に努める。
- ② JETROと連携する海外展示会への出展支援として、出展前の研修やアドバイス等を実施するほか、出展後の商談成約まで一貫した経営支援を実施する。

ウ 商工中金

国内外の営業店事務所 103 か所において、「海外展開サポートデスク」を通じた相

談対応を年間約3,000 件実施するとともに、JETRO等公的機関の海外展開支援施策の周知活動を行う。また、海外提携機関との連携を強化するなど、現地での円滑な資金調達を支援する。

工 日本公庫

特別貸付制度「海外展開資金」を活用して中小企業のニーズに積極的に対応する。 JETRO、中小機構と連携した海外展開セミナーや海外取引先交流会の開催などを 通じて情報提供を行う。また、中小企業事業の専門職員が常駐するバンコク及び上海 の駐在員事務所における現地情報の収集・活用体制の強化を図ることにより、投資判 断に必要な情報等を提供する。

才 NEXI

中小企業の海外展開を積極的に支援するため、金融機関等との協力体制の強化及び 貿易保険セミナーや個別相談会の開催などにより貿易保険の普及啓発及び利用促進を 図り、海外展開リスクをカバーする取組を推進する。

力 日本商工会議所

- ① 各地商工会議所において、JETRO等の支援機関や在外日本人商工会議所と連携したセミナー並びに「海外展開支援窓口」での相談会及び個別相談を実施する。
- ② 日韓、日台経済交流の促進等、アジアを始めとする新興国を中心とする経済・ビジネス交流の強化、各国投資セミナーやビジネスセミナーの開催などのマーケティング支援を実施する。

キ 全国商工会連合会

行う。

これまでのJAPANブランド育成支援事業での取組や海外事務所(中国・上海)における取組をいかして、中小・小規模事業者の国際化支援を行う。

ク 全国中小企業団体中央会

複数の中小企業が集まって行う海外展開の取組(海外取引の共同実施など)を促進する。また、巡回相談や窓口相談等での海外展開の取組事例の紹介及び海外展開支援施策の情報提供を積極的に行い(年間1,000組合目標)、ニーズの発掘に取り組む。

ケ 東京中小企業投資育成株式会社

投資先中小企業の海外展開を支援するため、海外視察、海外セミナー、個別相談を 実施するほか、JETROや中小機構との連携を強化し、より充実した内容の情報を 提供する。

(3) 地域における中小企業海外展開支援会議の設置

各地方経済産業局(全国9か所)が中心となって、商工団体、金融機関、自治体等で構成する「中小企業海外展開支援会議」が設置され、地域ごとの特色をいかした海外展開支援の行動計画が策定されている²⁹。各地域の行動計画の概要は次のとおりである。 〈北海道地域〉海外常設店舗(アンテナショップ)の設置について検討するとともに、展示会等の効率的な開催、「食関連分野」及び「農業機械分野」でのモデル的な取組等を

- **〈東北地域〉**海外販路開拓セミナーの開催、原子力発電所事故による風評被害対策、各機 関が提供している支援施策等に関する情報提供、農林水産品及び加工食品の海外販路開 拓等を行う。
- 〈関東地域〉「Made in Japan」ブランドの復活・強化を図り、官民からなる国内外の支援ネットワークや地域金融機関のコンサルティング能力を活用し、コンテンツ、ファッション、地域産品等のクリエイティブ分野及び航空機、創薬・医療機器等のものづくり分野の海外販路開拓等を行う。
- 〈中部地域〉国際航空機市場への参入機会の創出、アジアにおけるヘルスケア分野での市場開拓、中部経済局と金融機関との連携セミナーの開催、農林水産品や加工品等の海外展開支援の強化、中部の「ブランド」の世界への発信等を行う。
- **〈近畿地域〉**環境・省エネビジネスのアジア展開、クリエイティブビジネスの市場開拓、国際展示会への出展、バイヤーの招へい、近畿経済産業局と金融機関との連携セミナーの開催、「関西ブランド」の世界への発信等を行う。
- **〈中国地域〉**ワンストップ相談窓口機能の強化、海外ビジネスサポート拠点(29 か所)の増設と拠点間連携による相談・情報提供機能の強化、海外展開に対応できる人材の育成等を行う。
- **〈四国地域〉**支援施策集の作成、メールマガジン配信等による情報発信力の強化、関係機関・企業の訪問等による企業ニーズの発掘、セミナー・講演会の開催等による海外展開意識の醸成等を行う。
- 〈九州地域〉セミナー・講演会等の開催、バイヤーの招へい、海外展示会への出展、メールマガジン配信等による情報提供、海外展開支援のための中国・韓国・ASEAN地域等との交流基盤の整備等を行う。
- 〈沖縄地域〉海外展開に関する普及・啓発活動、支援機関間の情報の共有、沖縄独自の魅力ある商品を「沖縄ブランド」として発信、少量取引での海外展開を可能とするための 県内の商社機能の強化、中小企業の輸出ノウハウのスキルアップ等を行う。

4. おわりに

中小企業の海外展開への意欲は旺盛であり、これを支援するため、政府、支援機関等により、各種の施策が講じられてきた。しかし、輸出額の減少、現地法人の売上高の低迷など、中小企業の海外展開に対する支援が十分な効果を果たしてきたとは言えない。

中小機構の「平成22年度中小企業海外事業活動実態調査事業報告書」(平成23年3月)によれば、海外事業の計画又は実施を中止した企業からその理由を調査した結果、「需要予測・事業効果予測などが不十分で海外事業を決断するのに十分な確信を得られなかった」、「国内で海外事業を推進する人材や海外業務に対応する人材などが十分に確保できなかった」、「条件の合う現地の投資物件やパートナー(輸出入先、販売先、調達先)が見つからなかった」が上位を占めた。また、JBICの「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(平成23年12月)によれば、多くの中小企業が海外展開に経営の重点を置いている中、これから海外展開を行おうとする企業及び既に海外展開している企業ともに、

「信頼できる現地パートナーの確保」、「現地ニーズへの適合」、「コスト競争力」の3項目 を重要課題として挙げている。

このような現状を踏まえ、中小企業の海外展開に対する支援の実効性をより上げていくために、相談事業の拡充、支援機関への橋渡し強化、必要な情報がより分かりやすく提供されるデータベースの構築、海外展示会への出展に係る助成範囲の拡大、事業の実施可能性調査に要する費用に対する助成制度の創設、海外工業用地の中小企業向け利用促進支援、知的財産権保護の支援策の拡充、国際展開を担う人材の育成支援、政府系金融機関の金融支援の拡大、保証協会の信用保証枠の拡大等を望む声もある30。

情報、資金、人材など様々な理由から海外展開を躊躇してきた中小企業にとって³¹、その障壁は依然として高い。中小企業が躊躇なく海外展開に踏み出していくためには、「中小企業海外展開支援大綱」等を踏まえ、政府、支援機関等が協働して、支援ニーズに対応した施策の実施、業種や規模ごとに異なる状況等を十分考慮した上でのきめ細やかな対応が今後より一層求められる。

(http://www.meti.go.jp/press/2011/11/20111114008/20111114008.html)

外務省「APEC首脳会議の概要」(平成23年11月14日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2011/aelm_gaiyo.html)

¹ 経済産業省「APEC2011 首脳会議の結果概要」(平成23年11月14日)

² 中小企業庁「APEC中小企業大臣会合の結果について」(平成23年5月23日) (http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2011/110521APEC-SMEMM.htm)

³ International Monetary Fund [World Economic Outlook] (September 2011)

⁴ 中小企業庁「規模別輸出額・輸入額」。中小企業性製品(日本標準産業分類の細分類で中小事業所の出荷額が70%以上を占めるもの)の輸出額は、平成18年度10兆200億円、平成21年度7兆7,095億円である。

⁵ 経済産業省「海外事業活動基本調査結果」(第 37 回・第 40 回)によれば、本社資本金が 3 億円以下の現地法人数・売上高は、平成 18 年度 1,941 社・2 兆 7,909 億円、平成 21 年度 3,161 社・2 兆 8,667 億円である。

⁶ 株式会社日本政策金融公庫「海外展開資金」(http://www.jfc.go.jp/c/jpn/search/07.html)

⁷ 金融庁・財務省・経済産業省「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」(平成22年12月21日)

⁸ 独立行政法人日本貿易保険「貿易保険とは」(http://nexi.go.jp/about/)

⁹ 経済産業省貿易経済協力局貿易保険課「貿易保険分野における民間保険会社の参入状況について」(平成 20 年 10月)

¹⁰ 独立行政法人日本貿易保険「事業・組織のご案内」(平成 23 年 9 月) 9 頁

¹¹ 独立行政法人日本貿易保険「貿易保険相談コーナー」(http://nexi.go.jp/webmagazine/faq/003834.html)

¹² 独立行政法人日本貿易保険「商工組合中央金庫との業務協力について」(平成22年4月1日) (http://nexi.go.jp/topics/newsrelease/001315.html)

¹³ 独立行政法人日本貿易保険「地方銀行 11 行との海外ビジネス支援ネットワークの発足について」(平成 23 年 12 月 7 日)。地方銀行 11 行は、北海道銀行、七十七銀行、常陽銀行、北陸銀行、京都銀行、池田泉州銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行、親和銀行、熊本ファミリー銀行である。

¹⁴ 平成22年度中小企業庁支援策のご案内「国際化を支援します」

¹⁵ 平成 23 年度中小企業施策利用ガイドブック<第二版>109、112 頁

¹⁶ 中小企業庁「JAPANブランド支援事業について」

¹⁷ 特許庁「平成23年度地域中小企業知的財産戦略支援事業」(平成23年9月)

¹⁸ 独立行政法人日本貿易振興機構「侵害調査費用の助成(中小企業知的財産権保護対策事業)」 (http://www. jetro. go. jp/services/ip_service/)

- ¹⁹ 独立行政法人工業所有権情報・研修館「海外知的財産プロデューサーとは」 (http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/gippd00001.html)
- 20 平成23年度中小企業施策利用ガイドブック<第二版>108、109頁
- ²¹ 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口の開設について」 (http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/063793.html)
- 22 独立行政法人日本貿易振興機構「輸出有望案件支援サービス」(http://www.jetro.go.jp/services/export/)
- 23 平成22年度中小企業庁支援策のご案内「国際化を支援します」
- ²⁴ 社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター外国相談室 HP(http://www.iprsupport-jpo.go.jp/)
- ²⁵ 独立行政法人日本貿易振興機構「日本企業の海外展開支援-知的財産保護や各種展示会を通じて」 (http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/)
- ²⁶ 独立行政法人日本貿易振興機構「海外進出企業の支援サービス(海外のアドバイザー)」 (http://www.jetro.go.jp/services/advisor/)
- ²⁷「中小企業海外展開支援会議」の構成員は、経済産業大臣、経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、経済産業事務次官、大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務流通審議官、資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官、北海道経済産業局長、東北経済産業局長、関東経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中部経済産業局長、中国経済産業局長、四国経済産業局長、九州経済産業局長、内閣府沖縄総合事務局経済産業部長、農林水産大臣政務官、全国銀行協会会長、社団法人全国信用金庫協会会長、社団法人全国信用組合中央協会会長、株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁、株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長、社団法人全国信用保証協会連合会会長、日本商工会議所会頭、全国商工会連合会会長、全国中小企業団体中央会会長、東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長、独立行政法人日本貿易保険理事長、独立行政法人日本貿易振興機構理事長及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長である。
- 28 中小企業庁「主要支援機関における中小企業海外展開支援行動計画」(平成23年6月)
- ²⁹ 中小企業庁「各地域における中小企業海外展開支援行動計画」(平成23年6月)。〈北海道地域〉とは中小企業海外展開支援北海道会議、〈東北地域〉とは東北地域貿易促進協議会、〈関東地域〉とは広域関東圏中小企業海外展開支援本部、〈中部地域〉とは中部海外展開支援・国内投資促進会議、〈近畿地域〉とは近畿地域中小企業海外展開支援会議、〈中国地域〉とは中国地域中小企業海外展開支援会議、〈四国地域〉とは四国地域中小企業海外展開支援会議、〈九州地域〉とは九州地域中小企業海外展開支援会議、〈沖縄地域〉とは沖縄中小企業海外展開支援本部が策定した中小企業海外展開支援行動計画の概要を示す。
- 30 東京商工会議所「中小企業の国際展開支援に関する重点要望~中小企業のさらなる成長・発展に向け、グローバルな視点での競争力強化を~」(平成23年7月14日第629回常議員会決議)
- 31 経済産業省中小企業政策審議会企業力強化部会中間取りまとめ「グローバル競争下における今後の中小企業 政策のあり方」(平成23年12月9日)